

V 農作業安全総合対策推進事業

第1 趣旨

要綱別表2のIの農作業安全総合対策推進事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 事業の内容

本事業は、農作業死亡事故が絶えない中、高齢農業者による死亡事故の割合が高いことや、新たな農業法人の設立が進んでいる状況を踏まえ、従来の啓発資材の配布等の取組にとどまらない積極的な農業者への普及啓発活動（以下「PUSH型」の普及啓発活動」という。）を通じて、より実効性の高い対策を展開するため、以下の取組を実施するものとする。

1 農作業安全に関する専門家を活用した「PUSH」型の普及啓発活動の実施

農作業安全に関する専門家を活用し、以下（1）～（3）の方法により農業者等に対して普及啓発活動を実施する。

なお、普及啓発活動を行うに当たっては、事業実施主体は農作業安全推進協議会等の地域の関係機関と調整し、専門家の派遣等、農業現場との連携を行う。また、普及啓発活動は、可能な限り全国8ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国及び九州沖縄）の農業者を対象に行うものとする。

（1）自治体が行う健康診断や農作業安全研修会・講習会・座談会等の機会に、農作業安全に関する専門家が、高齢農業者の身体機能（有効視野や周辺視野反応速度等）の測定や安全意識の確認を行い、その結果に応じて農業者ごとに注意すべき事項とその対策をとりまとめた啓発資材を提供し、啓発・指導を行う。さらに、農業者等に、啓発資材に記載されている対策の中から実施するものを選択させること（以下「私の農作業安全宣言」という。）により、一人一人の安全意識の向上を促す。

なお、上記の啓発・指導を行う適切な機会がない場合には、補助事業により農作業安全研修会等を開催し、その中で啓発・指導を行うことができるものとする。

（2）指導農業士・農業経営士、農業機械士、農業機械メーカーの担当者等の農業機械の知識・経験の豊富な専門家が、農作業安全研修会・講習会・座談会や農業機械の展示会等のイベントにおいて、希望する高齢農業者（概ね65歳以上）の所有する農業機械の整備状況を確認し、安全な使用の観点から指導する。なお、専門家による確認・指導の効率化を図るため、あらかじめ農業機械の種類ごとに、安全な使用の観点からの整備状況のチェックリストを作成する。

（3）労働安全衛生コンサルタント等の労働安全衛生の専門家等が、設立して間もない法人等を対象に、大規模化に伴う大型農機の安全操作や従業員への安全指導、労働安全衛生法制の解説等の研修会を開催する。

2 農作業安全に関する専門家の知識共有及びネットワーク構築のための研修会の実施

農業機械士等の農業機械関係者や労働安全衛生関係者を対象とし、農作業事故防止に係る知識について情報共有を行うとともに、農作業安全に関する専門家間のネットワークを構築するための研修会を開催する。

3 高齢農業者の作業の配置換え、「私の農作業安全宣言」取組内容、専門家の実績情報等の情報発信及び事例集の作成

高齢農業者について危険な作業から安全な作業への配置換え等に取り組んでいる事例、「私の農作業安全宣言」をした農業者が行った事故対策、各地の専門家の活動分野や実績等の情報をとりまとめ、掲示板やホームページ等への掲載を通じて全国に発信する。また、高齢農業者の作業の配置換え等の取組、「私の農作業安全宣言」をした農業者が行った事故対策のうち、優良な事例及び各地の専門家の連絡先についてとりまとめ、事例集を作成する。

4 その他

- (1) 事業実施主体は、その他本事業の目的を達成するために必要な取組を実施するものとする。
- (2) 事業実施主体は必要に応じ、事業の一部を外部に委託することができる。

第3 事業実施主体

要綱別表2のIの事業実施主体の欄の生産局長が別に定める要件は、次に掲げるものとする。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらに係る定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- 3 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金等の適正な執行に関し、責任を持つことができること。
- 4 事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、公共の用に供することを認めること。
- 5 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

第4 事業の成果目標

要綱第4の2の生産局長が別に定める成果目標及び目標年度は、以下の通りとする。

- 1 成果目標
「PUSH」型の普及啓発活動を全国で25地域以上実施する。
- 2 目標年度
目標年度は、事業実施年度とする。

第5 事業実施手続

1 事業実施計画

- (1) 要綱第5の1の(4)に基づく事業実施計画の作成及び提出は、様式第1号に

より行うものとする。

(2) 要綱第5の1の(6)の生産局長が別に定める重要な変更は次に掲げるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 補助事業費又は事業量の3割を超える変更

ウ 事業実施主体の変更

2 事業の承認

(1) 生産局長は、要綱別表2のIの補助要件を全て満たす場合に限り、要綱第5の1の(4)の承認を行うものとする。

ただし、別に定める産地活性化総合対策事業のうち生産システム革新推進事業のうち農作業安全総合対策推進事業公募要領により選定された補助金交付候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなす。

(2) 生産局長は、(1)により事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

3 事業の着手

(1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を様式第3号により、生産局長に提出するものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。また、この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱第4の規定による申請書(以下「交付申請書」という。)の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) (1)のただし書により交付決定前に着手する場合については、生産局長は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第6 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する別紙の経費のうち、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、その経理は、別紙の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して行うもの

とする。

2 次の取組は、国の助成の対象としない。

- (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- (2) 特定の個人又は法人の資産形成につながる取組
- (3) 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している取組
- (4) 事業の成果について、公共の用に供さない取組

第7 事業実施状況の報告等

1 事業実施状況の報告

要綱第6の3に基づく事業実施状況の報告は、様式第4号により、事業実施年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

生産局長は、1の規定による事業実施状況の報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

第8 事業の評価

1 要綱第7の7に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、様式第5号により、事業実施年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。

2 生産局長は、事業実施主体から1の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、様式第6号により、評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第9 事業成果等の活用

1 事業成果等の提出

事業実施主体は、補助事業が終了したとき（補助事業の中止又は廃止を含む。）は、事業成果に係るデータ等を書面及び電子媒体により生産局長へ提出するものとする。

2 事業成果等の公表

事業実施主体は、事業成果について、個人情報等に係るものを除き、新聞、図書、雑誌、論文等の出版物やインターネット等において速やかに公表するものとする。なお、事業成果等の公表に際しては、本事業の成果であることを明記するものとし、公表した資料については、速やかに生産局長へ提出するものとする。

3 事業成果等の普及

事業実施主体は、国が本事業の成果について普及を図ろうとするときは、これに協力するものとする。

4 事業成果等の帰属

本事業により取得した試験調査実績等の事業成果等は、事業実施主体に帰属するものとする。ただし、2の公表後は、公共の用に供することを妨げないものとする。

別紙

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費	切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	本事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借上げ経費	
	印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献にかかる経費	新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品 ・ CD-ROM 等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等	消耗品は物品受払簿で管理すること。
	資材費	本事業を実施するために直接必要な啓発資材の作成、更新に必要な資材費、デザイン費	

旅費	委員旅費	本事業を実施するために直接必要な会議への出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	本事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査等にかかる経費	
謝金		本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		本事業を実施するために直接必要な業務を目的として雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	雇用通知書等により本事業のために雇用したことを明らかにすること。 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的である事業の一部分（例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 補助金の額の50%未満とすること。 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。

役務費	試験・分析費	本事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析・試験等を行う経費	
雑役務費	手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

- 1 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。
 - ① 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
 - ② 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合